六　労働金庫及び労働金庫連合会
七　農業協同組合（法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）
八　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）
九　農林中央金庫
十　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社
十一　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
十二　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。第十九号において同じ。）を行う者
十三　第二種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。第十九号において同じ。）を行う者
十四　投資助言・代理業（金融商品取引法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。第十九号において同じ。）を行う者
十五　投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第十九号において同じ。）を行う者
十六　短資業者（貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者をいう。）
十七　外国の法令に準拠して外国において銀行業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する銀行業をいう。）を営む者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）
十八　外国の法令に準拠して外国において保険業（保険業法第二条第一項に規定する保険業をいう。）を行う者（第十号に掲げる者を除く。）
十九　外国の法令に準拠して外国において金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業又は投資運用業を行う者
二十　外国の法令に準拠して外国においてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者

（信用の供与等の額から控除される額）

第七条　命令第十七条第一項第八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める額は、組合の同一人に係る命令第十六条第一項から第四項までの規定により計上又は算出される信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。

一　現金を担保とするもののうち当該担保の額
二　令第一条の十第十一項第一号又は第二号に掲げる法人が債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額
三　令第一条の十第十一項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額
四　令第一条の十第十一項第五号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額
五　令第一条の十第十一項第五号に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額
六　命令第十六条第四項第九号イ、ハ及びホに掲げる勘定（同号ホに掲げる勘定にあっては、先物取引差入証拠金として計上されるものに限る。）並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額
七　自己資本比率告示第二条又は第十条の算式においてコア資本に係る調整項目の額とされる額
八　次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自組合貯金の額
イ　対象取引（当該同一人自身に対する信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号において同じ。）に係る債権と相殺契約下にあること。
ロ　当該同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該対象取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
ハ　自組合貯金が相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定することができること。
ニ　自組合貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
ホ　対象取引に係る債権と相殺後の自組合貯金の額が、監視及び管理されていること。

○金融庁・農林水産省告示第十一号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府令・農林水産省令第十一号）附則第二条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第二号）第七条第三項第三号に掲げるものとし、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史
農林水産大臣　西川　公也

○金融庁・農林水産省告示第十二号

水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十条第十一項第五号及び第二十九条並びに漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵・農林水産省令第二号）第十三条の五第二項、第十四条第二項及び第四項並びに第十五条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史
農林水産大臣　西川　公也

（合算関連法人等から除かれる者）

第一条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「命令」という。）第十三条の五第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似するもので外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券の発行者又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券の発行者
二　他の法人等（水産業協同組合法施行令（以下「令」という。）第九条第二項に規定する法人等をいう。）の子会社（令第十条第四項（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（令第九条第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）